

労働安全衛生関係法令に基づく健康診断等の概要

No.	法・規則根拠	名称	対象等の概要	実施時期	記録		結果報告	
					保存年数	対象	期日	
1	安衛法66 安則43	雇入時 健康診断	業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者を対象に、雇入時に実施	雇入れのとき	5年	—	—	
2	安衛法66 安則44	定期健康診断	業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者	年1回定期	5年	規模50人以上の事業場	実施後遅滞なく	
3	安衛法66 安則45	特定業務従事者の健康診断	安則13条1項3号のイ～カの衛生上有害な業務に常時従事する労働者	配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上	
4	安衛法66 安則45の2	海外派遣労働者の健康診断	本邦外の地域に6ヶ月以上派遣するとき	派遣前	5年	—	—	
			本邦外の地域に6ヶ月以上派遣した労働者を本邦内における業務に就かせるとき	帰国後	5年	—	—	
5	安衛法66 安則47	給食従業員の検便	事業に付随する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れ時 配置替時	5年	—	—	
6	安衛法66 安則48	歯科医師による健康診断	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務従事者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	定期健診実施分規模50人以上の事業場	実施後遅滞なく	
7	安衛法66 特化則39 1項	特定化学物質健康診断	従事者	令22条1項3号の業務に常時従事する労働者で、特化則別表第3の区分に応じ、特別の検査、健診を実施(2次健診別表第4)	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	特別管理物質30年 その他5年	該当事業場(定期の分)	実施後遅滞なく
	過去の従事者		令22条2項の業務に常時従事させたことのある労働者(検査、健診項目上記と同じ)	6ヶ月1回定期				
	緊急時		特定化学物質が漏えいし、労働者が汚染又は吸入したとき	遅滞なく				
8	安衛法66 鉛則53	鉛健康診断	令22条1項4号の業務(別表第4)に常時従事する労働者で、鉛則53条の検査、健診を実施 (注)はんだ付け、施釉等業務、絵付け業務、印刷の業務及びこれらの清掃の業務	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期 左記(注)は1年1回定期	5年	該当事業場(定期の分)	実施後遅滞なく	
	鉛則56		腹部痙痛等病状を訴えたとき(従事者及び従事させなくなつてから4週間以内の者)	その都度遅滞なく				
9	安衛法66 電離則56	電離放射線健康診断	令22条1項2号の業務(別表第2)に常時従事する労働者で、管理区域内に立入る労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	30年	該当事業場(定期の分)	実施後遅滞なく	
10	安衛法66 除染則20	除染電離放射線健康診断	除染等業務に常時従事する労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	30年	該当事業場(定期の分)	実施後遅滞なく	
11	安衛法66 高圧則38	高気圧業務健康診断	令6条1号(高圧室内作業)令20条9号(潜水業務)に常時従事する労働者で高圧則38条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上	
12	安衛法66 四ア則22	四アルキル鉛健康診断	令22条1項5号(別表第5)の業務に常時従事する労働者で四ア則22条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上	
13	安衛法66 有機則29 安衛法22 有機則30の3	有機溶剤等健康診断	常時	令22条1項6号(別表第6の2)の業務に常時従事する労働者で有機則29条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上
			緊急時	有機溶剤により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したとき	速やかに			
14	安衛法66 石綿則40	石綿健康診断	従事者	令22条1項3号の業務に常時従事する労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	40年	該当事業場(定期の分)	実施後遅滞なく
			過去の従事者	令22条1項3号の業務に常時従事させたことのある労働者				

No.	法・規則 根 拠	名 称	対 象 等 の 概 要	実施時期	記録		結果報告	
					保存年数	対象	期日	
15	じん肺法 7条	じん肺 健康 診 断	就 業 時	新たに常時粉じん作業に従事すること なった労働者	雇入れ時 配置替時	7年 (エックス線 写真を含む)	当該事業場 (注) 当年未実施でも 要報告	毎年 12月 31日 現在 の実 施状 況等 を翌 年の 2月 末ま で
	じん肺法 8条		定 期	粉じん作業に常時従事する労働者	3年			
				じん肺管理区分2及び3の労働者	1年			
				粉じん作業に 従事させた労働者	じん肺管理区分2 3年 じん肺管理区分3 1年			
じん肺法 9条	定 期 外	労働安全衛生法第66条1項、2項の健診に おいてじん肺の所見又は疑いのある労働者	その都度					
じん肺法 9条の2	離 職 時	合併症で1年を超えて療養休業した者が医 師により療養のための休業を要しなくなっ たと診断されたとき						
		その他、省令で定めるとき						
			離職直前のじん肺健診の期 間が	1年6ヶ月以上 粉じん作業 者 6ヶ月以上 じん肺管理2又は3の粉 じん作業従事労働者及び粉 じん作業に従事させてい た労働者	同上			
16	労基法96 寄宿則31	特 殊 健 康 診 断	寄 宿 舎 に お け る 健 康 診 断	寄宿舎に寄宿する労働者に寄宿舎規程31 条の検査、健診を実施	年2回以上	3年	—	—
17	炭鉱災害 による一酸化 炭素中毒に関 する特別措 置法	特 殊 健 康 診 断	炭 鉱 の 一 酸 化 炭 素 中 毒 の 健 康 診 断	被災時 炭鉱災害により一酸化炭素が発生した際そ の場所にいた労働者、また、その直後必要 により当該場所に立入った労働者	発生後又は立 入り後直ちに行 う	5年	該当が あった場 合	遅滞なく
				被災時 被災労働者	災害発生後2年 間、1年以内ごと 1回			
18	労基法70 労基則34 の3	特 殊 健 康 診 断	職 業 訓 練 中 の 健 康 診 断	法定の職業訓練を受けている労働者に対 し石炭鉱山における坑内労働に就かせると き 労基則別表第1により安則44の健診を行う	はじめて坑内労働に 就かせた後 1年間に限り年3 回以上	3年	—	—
19	安衛法66 の2 安則50の2	特 殊 健 康 診 断	深 夜 業 従 事 労 働 者 自 発 的 健 康 診 断	[趣旨]深夜業に従事する労働者であって 事業者が実施する次回の特定業務従事者 の健康診断を待てないものが、自らの判断 で受診した健康診断(自発的健康診断)の 結果を事業者に提出した場合に、事業者に 事後措置等を講ずることを義務付けたも の。 [対象者]常時使用される労働者であって、 自発的健康診断を受けた日前6月間を平均 して1月当たり4回以上深夜業に従事した労働 者	その都度	5年	事業者への 提出時期	自発的健康診断実施 後3月を経過しない時期 に、当該検査結果を 事業者へ提出した場合 に、事業者措置義務 が生ずる。
20	安衛法66 の10 安則52の9	特 殊 健 康 診 断	心 理 的 な 負 担 の 程 度 を 把 握 す る た め の 検 査 等 (ストレスチェック)	常時50人以上の労働者を使用する事業場 (詳細については54ページ参照) ※50名未満の事業場は、当分の間、努力 義務	年1回	5年	規模50人 以上の 事業場	1年以内 ごと1回 定期

(注) 結果報告 規模50人以上の場合、産業医の署名又は記名押印が必要です。

- (注) ● じん肺管理区分が管理2または管理3である労働者については、定期に行われる
じん肺健康診断(1年以内ごとに1回、または3年以内ごとに1回実施)の際に、合併症
の検査のひとつとして「肺がんに関する検査」を行うこととなります。
- 上記のうち、じん肺管理区分が管理2で現在非粉じん作業に常時従事している労働者
については、定期のじん肺健康診断が3年以内ごとに1回であるので、そのじん肺健康
診断が行われない年には、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断(1年以内ごと
に1回実施)の機会を捉え、定期外のじん肺健康診断として、「肺がんに関する検査」を
行うこととなります。なお、この場合には、じん肺法第12条に基づくじん肺管理区分の
決定等の手続きをとる必要はありません。



特殊健康診断の結果は、定期健康診断と同様に受診した労働者に通知する必要があります。